

大阪府と日産大阪販売株式会社との事業連携に関する協定書

大阪府（以下「甲」という。）と、日産大阪販売株式会社（以下「乙」という。）とは、大阪府自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（以下「自転車条例」という。）に基づき、次の通り協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に連携および協力を行い、自転車条例の周知をはじめ、自転車保険の加入促進や交通安全教育などを進め、自転車の利用に係る交通事故の防止および被害者保護を図ることを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 前条の目的を達成するため、相互に情報および意見の交換に努めるとともに、次の事項について連携し、協力する。

- （1）自転車損害賠償保険等の普及促進活動
 - （2）保険に関する相談窓口の設置
 - （3）条例、保険の周知、情報提供の協力
 - （4）交通安全教育の取組
- 2 上記にかかる費用負担、手続き等については原則乙が行うこととする。
- 3 実施時期、実施方法その他具体的な事項については、甲乙合意の上決定する。
- 4 前項で合意した具体的な内容については別紙のとおりとする。

（協定の見直し）

第3条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（期限）

第4条 この協定の有効期間は、締結日より1年間とする。なお、期間満了日までに、甲と乙のいずれかが書面をもって協定終了の意思表示をしないときは、満了日の翌日から1年間継続するものとし、その後も同様とする。

- 2 甲又は乙のいずれかが、この協定の解約を申し出る場合、解約予定日の1ヶ月前までに書面によって相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義の決定）

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じたと

きは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

以上、この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和7年3月14日

甲 大阪府

代表者 大阪府知事 吉村 洋文

乙 日産大阪販売株式会社

代表取締役社長 小林 恭彦